

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する飯田市の行政サービス等一覧

(1) 市の対応

県の対応項目	行政サービス等の内容	届出受領証等の提示		問合せ先 担当課等	備考
		必要	不要		
2 ア	公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）	○		地域計画課	
2 イ	パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	子育て支援課	入所申込者は親権者たる保護者1名となります。 申請児童の同居者欄にパートナーとして記入いただけます。
2 ウ	保育所・学童保育所への送迎		○	子育て支援課	
2 エ	罹災証明の代理申請（委任状を省略）		○	危機管理課	同一世帯の方であれば申請書の提出ができますので、届出受領証の有無に関わらず委任状は不要です。
2 ク	軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
2 ク	要介護認定の代理申請		○	長寿支援課	申請には代理権を確認できる書類の提示が必要です。
2 ク	生活保護制度の申請		○	福祉課	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
2 ク	DV相談窓口の利用		○	こども家庭課	交際相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
2 オ	職員の福利厚生等	○		人事課	市職員が対象です。 長野県パートナーシップ届出制度への届出が必要です。

(2) 周知 広報いいだ9月号で、県の制度に対応した行政サービスを提供することや市のHPで、上記について周知する。